

第四十回

午後一時二十分開會

委員長の異動

委員長 河野 謙三君

松村

上原 正吉君

木村篤太郎君
山本利寿君

國務大臣

法發大臣 植木庚子郎君

建設大臣 中村 梅吉君

自治大臣 安井 謙君

國務大臣 藤山愛一郎君

常任委員會 伊藤 清君	事務局側 官房長 柴田 護君	自治大臣 長 官房長 柴田 護君	建設大臣 鬼丸 勝之君	準局長 大島 靖君	勞働省勞働基 礎局長 大島 靖君	行政管理局 長 原田 正君	政監察局長 原田 正君
----------------	----------------------	---------------------------	----------------	--------------	------------------------	---------------------	----------------

本日の会議に付した案件

○經濟企画庁設置法の一部を改正する法律案（内閣送付、予備審査）

建設省設置法の一部を改正する法律案（内閣送付、予備審査）

○法務省設置法の一部を改正する法律案（内閣送付、予備審査）

○労働省設置法の一部を改正する法律案（内閣送付、予備審査）

○行政管理庁設置法等の一部を改正する法律案（内閣送付、予備審査）

○自治省設置法の一部を改正する法律案（内閣送付、予備審査）

○委員長（河野謙三君）　これより内閣委員会を開会いたします。

去る二十五日、予備審査のため、本委員会に付託されました経済企画庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から提案理由の説明を聴取いたします。藤山経済企画庁長官。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 経済企画

庁設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

最近におきます産業の開発、発展と都市人口の増加に伴い、用水を必要とする地域に対する水の供給を確保することが肝要となつて参りましたので、前国会において、水資源を総合的に開発し、利用の合理化を推進することを目途とする水資源開発促進法及び水資源開発公団の成立を見たのであります。

これらの法律に基づく事務は、昭和三十七年度以降急速に増大することが予想されるのでありますが、元來水の問題は、開発面におきましても、利用面におきましても、関連する分野が多方面にわたります關係上、その行政は、きわめて重要かつ複雑なものとならざるを得ないのであります。

このような事態に対処いたしましたし、経済企画庁に新たに水資源局を設けようとするのが、今回提案いたしました経済企画庁設置法の一部を改正する法律案の主たるねらいでございます。

次に、改正案の内容を概略御説明申し上げます

第一は、すでに申し述べましたように、経済企画庁に水資源局を置くこととし、同局においては、従来総合開発局の事務とせられていた水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する事務並びに水資源開発公団に関する事務をつかさどることとするほか、従来調整局の事務とされておりました公共用

水域の水質の保全に関する法律の施行に関する事務をあわせ行なうことといたしております。

第二は、水資源局を設置するにあたり審議官の定数を二名削減し、定員の増加を極力抑制しようとしたのであります。

第三は、水資源局の設置に伴う事務量の増加その他経済企画庁の所掌事務の遂行に遺憾なきを期するため、最小限必要な定員を増加しようとするものであります。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概略でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げます

る次第であります。

○委員長（河野謙三君）　以上で提案理由の説明は終了いたしました。自後の審査は、これを後日に譲ります。

○委員長(河野謙三君) 次に、去る二十三日、予備審査のため、本委員会に付託されました建設省設置法の一部を改正する法律案と議員上、この案です。

政府から提案理由の説明を聴取いた
します。中村建設大臣。

○國務大臣(中村梅吉君) ただいま議題と相なりました建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

この法律案は、国土保全の見地から砂防事業及び地すべり防止事業を強力に推進するため、河川局に砂防部を設

置することにも、最近における宅地問題の重要性にかんがみ、建設大臣の諮問に應じて宅地制度に関する重要事項を調査審議させるため、建設省の附属機関として、臨時に、宅地制度審議会を設置し、また、当省の直轄事業の事業量の増大に対処して、地方建設局の用地事務機構を整備する等、建設省の機構及び定員について所要の改正を行なおうとするものであります。

以下その要旨を申し上げます。

第一に、河川局に砂防部を設置して、同局の所掌事務のうち、砂防事業の実施、助成その他砂防法の施行に関する事務、地すべり防止事業の実施、助成その他地すべり等防止法の施行に関する事務等を所掌させることとしたのであります。

第二に、建設大臣の諮問に応じて宅地制度に関する重要事項を調査審議させるため、昭和三十九年三月三十一日までの二年間に限り、建設省の附属機関として宅地制度審議会を設置することとしたのであります。

以上のほか、建設省の定員を増加して三万五千七百二十人とする等建設局の組織に関し、所要の改正を行なうこととした次第であります。

以上が、建設省設置法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い

申し上げる次第であります。
○委員長(河野三三) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。自後の審査は、これを後日に譲ります。

○委員長(河野三三) 次に、去る二十五日、象徴審査のため、本委員会に付託されました法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から提案理由の説明を聴取いたします。植木法務大臣。

○國務大臣(植木康子郎君) 法務省設置法の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明申し上げます。

この法律案の改正点の第一は、法務省における定員規模の適正化をはかるため、その定員の数を改めようとする点であります。法務省の定員規模は、法務省設置法第十三条の十七において、定められているのでありますが、今回の改正は、これを、本省について三百二十五人、うち検察庁の分が六十九人、公安調査庁について百四十人、計四百二十九人を増加しようとするものであります。この四百二十九人のうち、百五人は、定員外職員の定員化に伴う増員であります。残りの三百二十四人は、法務局及び地方方法務局における登記事務の増加、検察庁における交通関係事件数の増加に対処するとともに、公安調査局及び地方公安調査局における破壊的団体の規制に関する調査業務の充実をはかるため等のものであります。真に必要なやむを得ない新規増員であります。

改正点の第二は、出入国管理行政を有効適切にするため、川崎入国者収容所、所名称及び位置を改めようとする点であります。川崎入国者収容所は、昭和三十一年に開設されたものであります。その後、その周辺に多数の化学工場が建設され、入国者収容所としてはきわめて不適当な環境に置かれることとなりました。そこで、政府におきましては、この施設を他に移転すべく鋭意努力いたしました結果、幸い横浜市に適當な敷地を手し、近く同所に入国者収容所を開設する運びとなりましたので、川崎入国者収容所の位置を横浜市に改めるとともに、その名称を横浜入国者収容所に改めようとするものであります。

改正点の第三は、鹿児島入国管理事務所鹿児島空港出張所の設置、その他、入国管理事務所の出張所に関する点であります。昨年九月、鹿児島、沖縄間に定期航空路が開通され、鹿児島空港における出入の者の数は逐次増加して参りましたので、同空港における出入国管理業務を一そう適切に行なう必要上、新たに鹿児島市に鹿児島入国管理事務所鹿児島空港出張所を置くこととするものであります。また、現在姫路市にある神戸入国管理事務所の出張所は、広島港出張所という名称を用いておりましたが、その名称を実情に即した名称である姫路港出張所に改めるとともに、広島入国管理事務所尾道港出張所の移転に伴い、その位置を広島県御調郡向東町に改めようとするものであります。

最後に、法務省設置法の別表の整理についてであります。町村の廢置分に伴い、少年院等の名称及び位置を定めている同法の別表五について整理の必要が生じたので、所要の整理を行なうとしますものであります。

以上が、法務省設置法の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませようお願いいたします。

○委員長(河野三三) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。自後の審査は、これを後日に譲ります。

○委員長(河野三三) 次に、去る二十三日、予備審査のため、本委員会に付託されました労働省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から提案理由の説明を聴取いたします。福永労働大臣。

○國務大臣(福永健司君) 労働省設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

まず、労働基準局に賃金部を設置することについて申し上げます。

御承知のとおり、最近のわが国経済の発展は目ざましいものがあり、今後の国民経済の成長過程におきましては、従来にも増して賃金問題の円滑な処理が重要な課題になっていくものと考えられますので、政府といたしましては、国民経済の視野に立つて、賃金問題の合理的解決を促進する機運の醸成に努めて参りたいと存じます。政府といたしましては、まず、今後の国民経済の成長過程における賃金格差の縮小、中小企業の体質改善等のため、従来から実施いたしております最低賃金制をわが国の実情に即しつつ、一そう計画的かつ強力に推進して参るとともに、賃金問題の合理的な解決を

はかるため関係労使並びに一般が、賃金に関する適切な基礎資料を適時活用できるよう、正確公正な基本的統計資料のないは事実をできる限り収集整備し、これを広く提供して参りたいと考えております。

さらにまた、近時、労働需給の変化や技術革新の進展等に伴って、賃金体系の整備改善が多くの企業において労使共通の問題となつておりますので、政府といたしても、それらの改善が円滑に行なわれますよう、資料の提供等を通じて、啓蒙援助を進めて参りたいと存じます。従来、賃金に関する事務は、労働基準局賃金課において所掌して参つたのでありますが、以上申し上げたような業務を今後進めていくにあたりましては、その重要性にかんがみ、また、これらを総合的に運営していくために、労働基準局に賃金部を設けることがぜひとも必要であると考えられるものであります。

次に、労働省の定員を二百七十七人増加し、二万三千九百三十九人に改めることについて申し上げます。

この改正は、定員外職員六十六人を定員内に繰り入れるとともに、労働者災害補償保険事業及び失業保険事業並びに広域職業紹介関係業務等を積極的に推進するために必要な職員百五十二人を増員しようとするものであります。が、昭和三十一年十月一日以降、在外公館要員として外務省に振りかえられ、その合計において二百七十七人を増加することとしているものであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由とその概要でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに可決せられますようお願い申し上げます。

○委員長(河野三三) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。自後の審査は、これを後日に譲ります。

○委員長(河野三三) 次に、去る二十五日、予備審査のため、本委員会に付託されました行政管理局設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から提案理由の説明を聴取いたします。川島行政管理局長。

○國務大臣(川島正次郎君) 行政管理局設置法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

今回提案いたしました行政管理局設置法等の一部を改正する法律案は、行政管理局設置法の一部と北海道開発法の一部をそれぞれ改正しようとするものであります。

まず行政管理局設置法の一部改正につきましては、一つは、監察に關連して行なう調査の対象に就養復旧事業団、石炭鉱業合理化事業団日本炭礦事業団及び中小企業退職金共済事業団を加えること、いま一つは、定員外職員を定員化するため行政管理局の定員一千六百五十四人を一千六百六十四人に改めることとあります。

監察に關連して行なう調査の対象にこれらの事業団を加えますのは、これらがいずれも、一定の国家的目的を遂行するために特に設立された法人でありまして、各行政機関の業務の実施状況等を監察する上で、すでに調査の対象となつてゐる他の事業団と同様、これらの事業団の業務の実施状況をも調査する必要があるからであります。

参与につきましては、その定員が現在十人でありまして、地方公共団体の代表及び会議の議長の全国的連合組織の代表者六人及び学識経験者四人をもつてこれに充て、重要な省務に関して必要のつど意見をお聞きしているところでありましたが、最近における国及び地

(第五二号) (第五三号) (第五四号) (第五五号) (第五六号) (第五七号) (第五八号) (第五九号) (第六〇号) (第六一号) (第六二号) (第六三号) (第六四号) (第六五号) (第六六号) (第六七号) (第六八号) (第六九号) (第七〇号) (第七一号) (第七二号) (第七三号) (第七四号) (第七五号) (第七六号) (第七七号) (第七八号) (第七九号) (第八〇号) (第八一号) (第八二号) (第八三号) (第八四号) (第八五号) (第八六号) (第八七号) (第八八号) (第八九号) (第九〇号) (第九一号) (第九二号) (第九三号) (第九四号) (第九五号) (第九六号) (第九七号) (第九八号) (第九九号) (第一〇〇号) (第一〇一号) (第一〇二号) (第一〇三号) (第一〇四号) (第一〇五号) (第一〇六号) (第一〇七号) (第一〇八号) (第一〇九号) (第一一〇号) (第一一一号) (第一一二号) (第一一三号) (第一一四号) (第一一五号) (第一一六号) (第一一七号) (第一一八号) (第一一九号) (第二〇〇号)

請願者 北海道旭川市九条通一
二ノ左一 黒木道也
外二十九名
紹介議員 堀 末治君
恩給、年金等受給者の処遇改善のため、
(一)第三十八回国会に参議院にお

利作外千三百七名
紹介議員 柴田 榮君
この請願の趣旨は、第一号と同じであ
る。

第二一号 昭和三十六年十二月九日
受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 静岡市大岩宮下町四八

静岡県退職公務員連盟

内 石川治繁外二百八十一名

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二二号 昭和三十六年十二月九日

受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(二通)

請願者 秋田県湯沢市字田町六

二 黒坂善蔵外四千七百三十六名

紹介議員 松野 孝一君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二二三号 昭和三十六年十二月九日

受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(三通)

請願者 東京都江東区住吉町二

ノ一二 古川陸外六千五百四十九名

紹介議員 黒川 武雄君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二四四号 昭和三十六年十二月九日

受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(百五通)

請願者 鳥取市立川町二ノ二一

二 塩田茂外三千百三

十二名

紹介議員 仲原 善一君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三九号 昭和三十六年十二月九日

受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 北海道苫小牧市浜町三

九 西東寅松外四千四百六十六名

紹介議員 西田 信一君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四七号 昭和三十六年十二月十一日

日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 長野県西筑摩郡吾妻村

藤原定一外二百四十名

紹介議員 棚橋 小虎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五二二号 昭和三十六年十二月十一日

日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 愛知県豊田市喜多町二

ノ二九 倉知桂太郎外百二十五名

紹介議員 成瀬 福治君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五三三号 昭和三十六年十二月十一日

日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 北海道三笠市多賀町二

〇 服部寅市外千三百三十三名

紹介議員 米田 勲君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五四四号 昭和三十六年十二月十一日

日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 神戸市垂水区西垂水町

瑞丘九五九 衣笠由之助外千七百九十名

紹介議員 岸田 幸雄君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五五五号 昭和三十六年十二月十一日

日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市和尚塚

町三七 梅沢繁外四千九十七名

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五六六号 昭和三十六年十二月十一日

第九六六号 昭和三十六年十二月十一日

日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(十二通)

請願者 福島県東白川郡棚倉町

大字祝部内 近藤高義外四千四百七十七名

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第九六六号 昭和三十六年十二月十一日

日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 愛媛県宇和島市栄町二

五六 小玉国三郎外四百六十二名

紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第九七七号 昭和三十六年十二月十一日

日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 札幌市南八条西六丁目

八木保寿外千四百七十七名

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第九八八号 昭和三十六年十二月十一日

日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 鳥根県邑智郡瑞穂町

大宇淀原四二二 松川若市外千四十八名

紹介議員 山本 利壽君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第九九九号 昭和三十六年十二月十一日

日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 茨城県水戸市三ノ丸茨城教育会内茨城県退職公務員連盟内 遠井

六四郎外三千六百五十四名

紹介議員 那 祐一君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一〇〇号 昭和三十六年十二月十一日

日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(三通)

請願者 岡山県総社市井尻野

一、一六九 白神信太郎外七百九十一名

紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一〇一〇号 昭和三十六年十二月十一日

日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(五通)

請願者 鹿児島県出水市鰐河八

五五 春田寅男外九百

七名
紹介議員 岡村文四郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じであ
る。

二日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願
請願者 栃木県真岡市台町四、

九十九名
紹介議員 大野木秀次郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じであ
る。

第一六九号 昭和三十六年十二月十日
二日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

十九名
紹介議員 仲原 善一君
この請願の趣旨は、第一号と同じであ
る。

第一七三号 昭和三十六年十二月十二日受理 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願 請願者 北海道小樽市入舟町七横山友次郎外千七百十七名 紹介議員 若米地英俊君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	第一七四号 昭和三十六年十二月十二日受理 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願 請願者 佐賀市赤松町二〇三高園伊五郎外千三百二名 紹介議員 鍋島 直紹君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	第一七五号 昭和三十六年十二月十二日受理 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願 請願者 青森県弘前市埴町七六青森県退職公務員連盟内 神英造外二千七百二十三名 紹介議員 笹森 順造君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	第一七六号 昭和三十六年十二月十二日受理 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願 請願者 高知県吾川郡春野村仁	第一七七号 昭和三十六年十二月十二日受理 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(二通) 請願者 奈良県大和郡山南郡山町二九二 沢井弁造外三千四百九十八名 紹介議員 新谷寅三郎君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	第一七八号 昭和三十六年十二月十二日受理 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(二通) 請願者 岡山県英田郡英田町大字福本一五八 遠藤悦二外三百一十一名 紹介議員 近藤 鶴代君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	第一七九号 昭和三十六年十二月十二日受理 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(七通) 請願者 高知県吾川郡春野村仁
ノ一、八三二 浜口享外七十名 紹介議員 寺尾 豊君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	第二〇四号 昭和三十六年十二月十三日受理 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願 請願者 熊本市出水町今七三四横田正人外一万一千二百五十二名 紹介議員 林田 正治君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	第二二九号 昭和三十六年十二月十三日受理 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願 請願者 山梨県甲府市塩部町石丸花次郎外四千七十九名 紹介議員 吉江 勝保君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	第二四四号 昭和三十六年十二月十四日受理 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願 請願者 長野県松本市大名町六八 田中清長外三千三百三十名 紹介議員 棚橋 小虎君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	第二四八号 昭和三十六年十二月十四日受理 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(二通) 請願者 福島県平市中町一三ノ二 千葉右近外七百三十九名 紹介議員 田畑 金光君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	第二四九号 昭和三十六年十二月十四日受理 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願 請願者 岩手県盛岡市大沢川原小路八八ノ四岩手県退職公務員連盟内 三田地勘治郎外三千五十五名 紹介議員 谷村 貞治君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	第二五〇号 昭和三十六年十二月十四日受理 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願 請願者 静岡県清水市紺屋町五四静岡県退職公務員連盟内 新村勇外百九十八名 紹介議員 鈴木 万平君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。
第二五〇号 昭和三十六年十二月十四日受理 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願 請願者 静岡県清水市紺屋町五四静岡県退職公務員連盟内 新村勇外百九十八名 紹介議員 鈴木 万平君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	第二五〇号 昭和三十六年十二月十四日受理 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願 請願者 静岡県清水市紺屋町五四静岡県退職公務員連盟内 新村勇外百九十八名 紹介議員 鈴木 万平君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	第二五〇号 昭和三十六年十二月十四日受理 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願 請願者 静岡県清水市紺屋町五四静岡県退職公務員連盟内 新村勇外百九十八名 紹介議員 鈴木 万平君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	第二五〇号 昭和三十六年十二月十四日受理 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願 請願者 静岡県清水市紺屋町五四静岡県退職公務員連盟内 新村勇外百九十八名 紹介議員 鈴木 万平君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	第二五〇号 昭和三十六年十二月十四日受理 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願 請願者 静岡県清水市紺屋町五四静岡県退職公務員連盟内 新村勇外百九十八名 紹介議員 鈴木 万平君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	第二五〇号 昭和三十六年十二月十四日受理 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願 請願者 静岡県清水市紺屋町五四静岡県退職公務員連盟内 新村勇外百九十八名 紹介議員 鈴木 万平君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	第二五〇号 昭和三十六年十二月十四日受理 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願 請願者 静岡県清水市紺屋町五四静岡県退職公務員連盟内 新村勇外百九十八名 紹介議員 鈴木 万平君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。
第二五〇号 昭和三十六年十二月十四日受理 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願 請願者 静岡県清水市紺屋町五四静岡県退職公務員連盟内 新村勇外百九十八名 紹介議員 鈴木 万平君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	第二五〇号 昭和三十六年十二月十四日受理 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願 請願者 静岡県清水市紺屋町五四静岡県退職公務員連盟内 新村勇外百九十八名 紹介議員 鈴木 万平君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	第二五〇号 昭和三十六年十二月十四日受理 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願 請願者 静岡県清水市紺屋町五四静岡県退職公務員連盟内 新村勇外百九十八名 紹介議員 鈴木 万平君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	第二五〇号 昭和三十六年十二月十四日受理 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願 請願者 静岡県清水市紺屋町五四静岡県退職公務員連盟内 新村勇外百九十八名 紹介議員 鈴木 万平君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	第二五〇号 昭和三十六年十二月十四日受理 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願 請願者 静岡県清水市紺屋町五四静岡県退職公務員連盟内 新村勇外百九十八名 紹介議員 鈴木 万平君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	第二五〇号 昭和三十六年十二月十四日受理 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願 請願者 静岡県清水市紺屋町五四静岡県退職公務員連盟内 新村勇外百九十八名 紹介議員 鈴木 万平君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	第二五〇号 昭和三十六年十二月十四日受理 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願 請願者 静岡県清水市紺屋町五四静岡県退職公務員連盟内 新村勇外百九十八名 紹介議員 鈴木 万平君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。
第二五〇号 昭和三十六年十二月十四日受理 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願 請願者 静岡県清水市紺屋町五四静岡県退職公務員連盟内 新村勇外百九十八名 紹介議員 鈴木 万平君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	第二五〇号 昭和三十六年十二月十四日受理 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願 請願者 静岡県清水市紺屋町五四静岡県退職公務員連盟内 新村勇外百九十八名 紹介議員 鈴木 万平君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	第二五〇号 昭和三十六年十二月十四日受理 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願 請願者 静岡県清水市紺屋町五四静岡県退職公務員連盟内 新村勇外百九十八名 紹介議員 鈴木 万平君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	第二五〇号 昭和三十六年十二月十四日受理 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願 請願者 静岡県清水市紺屋町五四静岡県退職公務員連盟内 新村勇外百九十八名 紹介議員 鈴木 万平君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	第二五〇号 昭和三十六年十二月十四日受理 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願 請願者 静岡県清水市紺屋町五四静岡県退職公務員連盟内 新村勇外百九十八名 紹介議員 鈴木 万平君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	第二五〇号 昭和三十六年十二月十四日受理 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願 請願者 静岡県清水市紺屋町五四静岡県退職公務員連盟内 新村勇外百九十八名 紹介議員 鈴木 万平君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。	第二五〇号 昭和三十六年十二月十四日受理 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願 請願者 静岡県清水市紺屋町五四静岡県退職公務員連盟内 新村勇外百九十八名 紹介議員 鈴木 万平君 この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二五三号 昭和三十六年十二月十四日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(二通)
請願者 長野県飯山市静間一、七六六 松沢貞治外九百三十一名

紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二七二号 昭和三十六年十二月十四日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願
請願者 名古屋瑞穂区上坂町一ノ二 青木末太郎外三百十四名

紹介議員 青柳 秀夫君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二七二号 昭和三十六年十二月十四日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願
請願者 名古屋瑞穂区東畑町二ノ一八 高田恒治郎外二百二十六名

紹介議員 草葉 隆圓君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二七三号 昭和三十六年十二月十四日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

紹介議員 小林 武治君
この請願の趣旨は、第二五号と同じである。

請願者 富山市千歳町二二ノ一 富山県退職公務員連盟 内 泉数外二千百十名
紹介議員 館 哲 二君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二七四号 昭和三十六年十二月十四日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(二通)
請願者 岡山県勝田郡奈義町豊沢二九九 延安力夫外二百一十一名

紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六号 昭和三十六年十二月九日受理
文部省に産業技術教育局設置の請願
請願者 和歌山市塩屋一八八 藪田三郎

紹介議員 前田佳都男君
科学技術教育、産業教育の画期的振興をはかるには、各種の対策を講ずる必要があるが、基本的な要件の一つとして、この教育に関する行政機構を改革整備して、一貫して国家方針に基づき総合的な施策を計画実施することがきわめて重要である。明年度から中堅技術者養成の高等専門学校が発足し、産業技術に関する教育の領域はいつそう拡大するので、この面からも産業技術教育行政の一本化が要請されるのであるが、遺憾ながら文部省の現在の機構では万全な国家的計画指導は行なわれ難いと考えられるから、文部省設置法

を改正して、産業技術教育局を新設し高等専門学校、高等学校、中学校及び各種学校等における科学技術教育、産業教育に関する一元的な教育行政を行なうよう措置せられたとの請願。

第四〇号 昭和三十六年十二月九日受理
文部省に産業技術教育局設置の請願
請願者 札幌市南七条西十六丁 目 西野金助

紹介議員 西田 信一君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第四二二号 昭和三十六年十二月十一日受理
文部省に産業技術教育局設置の請願
請願者 山口県萩市江南四七五 高橋正徳

紹介議員 吉武 恵市君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第八八号 昭和三十六年十二月十一日受理
文部省に産業技術教育局設置の請願
請願者 山形県米沢市免許町一三三七 岸要蔵

紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一〇二二号 昭和三十六年十二月十一日受理
文部省に産業技術教育局設置の請願
請願者 茨城県水戸市元吉田町 茨城県立水戸工業高等学校内茨城県産業教育

振興会内 三宅亮一 祐一君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第二〇三三号 昭和三十六年十二月十一日受理
文部省に産業技術教育局設置の請願
請願者 兵庫県加西郡北条町東高室県立北条高等学校 内 脇義郎

紹介議員 青田源太郎君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一〇四四号 昭和三十六年十二月十一日受理
文部省に産業技術教育局設置の請願(五通)
請願者 岡山市長利八五岡山県立岡山工業高等学校内 吉田三郎外四名

紹介議員 近藤 鶴代君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一二二二号 昭和三十六年十二月十二日受理
文部省に産業技術教育局設置の請願(二通)
請願者 宮城県仙台市長町鹿野屋敷四四 近衛主賢外一名

紹介議員 千田 正君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第二〇五五号 昭和三十六年十二月十二日受理
文部省に産業技術教育局設置の請願
請願者 岡山市門田一四五ノ一 宮崎定一

三日受理
文部省に産業技術教育局設置の請願
請願者 岡山市門田一四五ノ一 宮崎定一
紹介議員 近藤 鶴代君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第二五五号 昭和三十六年十二月九日受理
傷害者の増加恩給等正に關する請願
請願者 秋田市土手長町上丁秋田県庁内秋田県傷病軍人連合会内 田中靖二

紹介議員 松野 孝一君
第三十八回国会において傷病恩給の不均衡の一部が是正されたが、この改正にもかかわらず傷病恩給にはなお大きな不均衡が残されており、とくに年額の算出基礎となる今回の改正法でも根本的は正が行なわれず、さらに等差、裁定基準及び家族加給等にも問題が内在しているから、(一)第一項の増加恩給年額を二十七万五千円にするよと、(二)間差に是正すること、(三)家族加給の金額を一人四千八百円とし、傷病年金受給者にも支給すること、(四)法別表第一号表の二及び三を改正する等の是正を図りたいとの請願。

第二六六号 昭和三十六年十二月九日受理
傷病者の増加恩給等正に關する請願
請願者 静岡県焼津市一色一、二二八 増田円一

紹介議員 小林 武治君
この請願の趣旨は、第二五五号と同じである。

ト機爆音被害救済に関する請願(第四〇八号)

一、米軍水戸対地射撃場返還に関する請願(第五六三三号)

一、恩給法の一部改正に関する請願(第五七六号)

一、元満州国官吏の恩給に関する請願(第五七九号)(第六七三三号)

一、恩給引上げに関する請願(第五九九号)

一、金し勲章年金等受給者処遇に関する請願(第六〇〇号)

第二八〇号 昭和三十六年十二月十五日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(二通)

請願者 静岡市西千代町二二七 江馬寿次外八百八十四名

紹介議員 高瀬莊太郎君

恩給、年金等受給者の処遇改善のため、(一)第三十八回国会に参議院において行なわれた附帯決議の趣旨にもとづき、経済の成長に伴って恩給、年金等が合理的に改善されるよう、常時これを調査、検討し、これを実施する制度、機構をただちに設置すること、(二)公務員の給与ベースに準じ、同一の理由にもとづき、従来の慣習に従って、恩給、年金等を増額改正すること、(三)恩給、年金等受給者に、考働福祉年金を併給し、かつ、その場合、所得並びに最高支給額制限等の緩和について十分考慮を加えること等について善処せられたいとの請願。

第二八三号 昭和三十六年十二月十五日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 長野市西鶴賀町一、五四三 夏目孔夫外千二百八十七名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第二八四号 昭和三十六年十二月十五日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 岐阜市北八ツ寺町岐阜県退職公務員連盟内 野村宗男外二千四百八十九名

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第二九九号 昭和三十六年十二月十五日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 佐賀市赤松町佐賀県退職公務員連盟内 高園 伊五郎外六十名

紹介議員 杉原 荒太君

この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三〇〇号 昭和三十六年十二月十五日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 滋賀県大津市玉屋町五 神田次郎外五千七百九十九名

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 静岡県熱海市下多賀 荒川次郎吉外二百十名

紹介議員 鈴木 万平君

この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三〇一號 昭和三十六年十二月十五日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 山口市後河原山口市県退職公務員連盟内 脇本 直南外八千八百九十名

紹介議員 重宗 雄三君

この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三〇二號 昭和三十六年十二月十五日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(四通)

請願者 東京都世田谷区下代田町八八 宮内与三郎外一万二千二百九十五名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三〇九号 昭和三十六年十二月十五日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 滋賀県大津市玉屋町五 神田次郎外五千七百九十九名

十二名 紹介議員 西川甚五郎君

この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三一六号 昭和三十六年十二月十六日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 長野県上水内郡信濃町 大字柏原 中村久平外七百三十七名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三二五号 昭和三十六年十二月十六日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(四通)

請願者 長野県佐久市新子田 神津真助外三千四百二十名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三四三号 昭和三十六年十二月十八日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 長野県更級郡上山田町 長野県退職公務員連盟 篠更支部内 山崎親喜 外六百九十一名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三四四号 昭和三十六年十二月十八日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 鳥根県松江市外中原町 一八八 関山亀蔵外千四百四十六名

紹介議員 佐野 廣君

この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三四五号 昭和三十六年十二月十八日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 三重県松阪市大黒田町 三三〇 小林貞外二千九百十名

紹介議員 井野 碩哉君

この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三四八号 昭和三十六年十二月十八日受理

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 福島県安積郡富久山町 大字久保田字水口四七 早川金一郎外二百五十四名

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三五一号 昭和三十六年十二月十九日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願
請願者 岡山県津山市院庄六〇
〇 杉山増男外十九名
紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三五二号 昭和三十六年十二月十九日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願
請願者 島根県仁多郡仁多町大字上阿井五 後藤茂久 外百四十八名
紹介議員 山本 利壽君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三五三号 昭和三十六年十二月十九日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願
請願者 長野県下高井郡山ノ内町大字夜間瀬三、六八 四 小林伍一外七百六十一名
紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三五四号 昭和三十六年十二月十九日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願
請願者 静岡県浜松市倉松町九三六 中村四郎外五千九百九十七名
紹介議員 太田 正孝君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三五五号 昭和三十六年十二月十九日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(二通)
請願者 京都市上京区塔ノ段桜木町三九五 鈴木博也 外二千三百七名
紹介議員 大野木秀次郎君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三五六号 昭和三十六年十二月十九日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(十四通)
請願者 大分県大分郡大南町宮尾 釘宮武一外五千二百四十八名
紹介議員 後藤 義隆君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三五七号 昭和三十六年十二月十九日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願
請願者 宮崎市神宮町六一七 鹿島透外五千四百二十名
紹介議員 平島 敏夫君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三五八号 昭和三十六年十二月二十日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(三通)
請願者 愛知県西尾市須崎町新田五八 小山清吉外八十二名
紹介議員 山本 米治君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三五九号 昭和三十六年十二月二十日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(十四通)
請願者 鳥取県岩美郡国府町神垣八三 霜村信光外四百十五名
紹介議員 仲原 善一君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三六〇号 昭和三十六年十二月二十日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願
請願者 東京都江東区北砂町四ノ一、四七五 高橋弥四郎外千四百九十名
紹介議員 手島 榮君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第四〇三号 昭和三十六年十二月二十一日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願
請願者 長野県松本市中ノ丁七一八 村岡邦司外六百三名
紹介議員 青木 一男君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第四〇四号 昭和三十六年十二月二十一日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願
請願者 鳥取県日野郡日南町阿毘祿一、五二一 高木寛外九百八十六名
紹介議員 手島 榮君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第四〇五号 昭和三十六年十二月二十二日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願
請願者 福島県相馬市中村字新町国鉄OB同志会相馬支部内 米本春治外百五十四名
紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第四〇六号 昭和三十六年十二月二十二日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願
請願者 岡山県久米郡棚原町安井一、〇五二 山下正則外五百三十二名
紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第四〇七号 昭和三十六年十二月二十二日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願
請願者 鳥取県八頭郡八東町横田 青木直美外二十九名
紹介議員 石谷 憲男君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第四〇八号 昭和三十六年十二月二十二日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願
請願者 鳥取県八頭郡八東町横田 青木直美外二十九名
紹介議員 石谷 憲男君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第四〇九号 昭和三十六年十二月二十二日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願
請願者 鳥取県八頭郡八東町横田 青木直美外二十九名
紹介議員 石谷 憲男君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第四一〇号 昭和三十六年十二月二十二日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願
請願者 鳥取県八頭郡八東町横田 青木直美外二十九名
紹介議員 石谷 憲男君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第四四六号 昭和三十六年十二月二十
二日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に關する請願
請願者 香川県高松市川部町五
五四 伊藤誠一外千百
三十五名
紹介議員 平井 太郎君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

請願 福島県相馬市立谷字鐘
撞田一 草野佳政外四
百五十六名
紹介議員 田畑 金光君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

一和歌山県退職公務員
連盟内 立石亮外三千
二百四十四名
紹介議員 前田佳都男君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第四七三号 昭和三十六年十二月二
十二日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に關する請願(三通)
請願者 福岡県八幡市祇園町
原田団作外二千三百八
十三名
紹介議員 野田 俊作君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第五〇八号 昭和三十六年十二月二
十五日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に關する請願
請願者 山形県酒田市北千日堂
前六ノ一〇 佐藤孝
太郎外二百九名
紹介議員 天坊 裕彦君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第五七五号 昭和三十六年十二月二
十六日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に關する請願
請願者 三重県伊勢市本町一四
一 岡野民十郎外三十
一名
紹介議員 稲浦 鹿藏君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第四七六号 昭和三十六年十二月二
十三日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に關する請願
請願者 札幌市琴似町山ノ手三
三九 西田勘三郎外千
百五十七名
紹介議員 東 隆君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第五二九号 昭和三十六年十二月二
十五日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に關する請願
請願者 鳥取県米子市富士見町
国鉄OB同志会米子支
部内 遠藤隣蔵外二千
名
紹介議員 仲原 善一君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第五八六号 昭和三十六年十二月二
十七日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に關する請願(二通)
請願者 愛知県丹羽郡大口村太
字外坪一、四五八 服
部為一外九百十五名
紹介議員 草葉 隆圓君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第五三〇号 昭和三十六年十二月二
十五日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に關する請願
請願者 和歌山市玉藻町一ノ一

第六〇二号 昭和三十六年十二月二
十七日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に關する請願(二通)
請願者 福岡県田川市東区川端
町三、四九三 佐藤正
己外二千二十一名
紹介議員 野本 品吉君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第六〇一號 昭和三十六年十二月二
十七日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に關する請願
請願者 佐賀市赤松町二〇三
高園伊五郎外二百六
十七名
紹介議員 杉原 荒太君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第六一八号 昭和三十六年十二月二
十七日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に關する請願
請願者 山口県下関市丸山町古
井天一、八二四 栗屋
勝賢外二千二百二十八
名
紹介議員 吉武 恵市君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第六〇二號 昭和三十六年十二月二
十七日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に關する請願(二通)
請願者 岡山県津山市西吉田
山本信雄外三十三名
紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第六二〇号 昭和三十六年十二月二
十七日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に關する請願(十通)
請願者 三重県伊勢市二俣町三
一二 杉田橋太郎外三
百十五名
紹介議員 稲浦 鹿藏君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第六五二号 昭和三十七年一月十日
受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に關する請願(二通)
請願者 岡山県津山市西吉田
山本信雄外三十三名
紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第六五二號 昭和三十七年一月十日
受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に關する請願(二通)
請願者 岡山県津山市西吉田
山本信雄外三十三名
紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第六五二號 昭和三十七年一月十日
受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に關する請願(二通)
請願者 岡山県津山市西吉田
山本信雄外三十三名
紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第六五二號 昭和三十七年一月十日
受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に關する請願(二通)
請願者 岡山県津山市西吉田
山本信雄外三十三名
紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第六五二號 昭和三十七年一月十日
受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に關する請願(二通)
請願者 岡山県津山市西吉田
山本信雄外三十三名
紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第六五二號 昭和三十七年一月十日
受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に關する請願(二通)
請願者 岡山県津山市西吉田
山本信雄外三十三名
紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第六五二號 昭和三十七年一月十日
受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に關する請願(二通)
請願者 岡山県津山市西吉田
山本信雄外三十三名
紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第六五二號 昭和三十七年一月十日
受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に關する請願(二通)
請願者 岡山県津山市西吉田
山本信雄外三十三名
紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第六五二號 昭和三十七年一月十日
受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に關する請願(二通)
請願者 岡山県津山市西吉田
山本信雄外三十三名
紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第六五二號 昭和三十七年一月十日
受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に關する請願(二通)
請願者 岡山県津山市西吉田
山本信雄外三十三名
紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第六五二號 昭和三十七年一月十日
受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に關する請願(二通)
請願者 岡山県津山市西吉田
山本信雄外三十三名
紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第六五二號 昭和三十七年一月十日
受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に關する請願(二通)
請願者 岡山県津山市西吉田
山本信雄外三十三名
紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第六五二號 昭和三十七年一月十日
受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に關する請願(二通)
請願者 岡山県津山市西吉田
山本信雄外三十三名
紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第六五二號 昭和三十七年一月十日
受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に關する請願(二通)
請願者 岡山県津山市西吉田
山本信雄外三十三名
紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第六五二號 昭和三十七年一月十日
受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に關する請願(二通)
請願者 岡山県津山市西吉田
山本信雄外三十三名
紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 群馬県新田郡宝東村大字由良一、六七五 塚越福三郎外八百九十一名

紹介議員 伊藤 顕道君
この請願の趣旨は、第二八〇号と同じである。

第三〇八号 昭和三十六年十二月十五日受理

傷病者の増加恩給等は正に關する請願
請願者 京都市中京区富小路通御池上ル京都府傷痍軍人会内 山科喜一外五名

紹介議員 井上 清一君

第三三八回国会において傷病恩給の不均衡の一部が是正されたが、この改正にもかかわらず傷病恩給にはなお大きな不均衡が残されており、とくに年額の算出基礎間差は今回の改正法でも根本的に是正が行なわれず、さらに等差、裁定基準及び家族加給等にも問題が内在しているから、(一)第一項症の増加恩給年額を二十七万五千円にすること、(二)間差を旧法の間差に於正すること、(三)家族加給の金額を一人四千八百円とし、傷病年金受給者にも支給すること、(四)法別表第一号表の二及び三を改正する等の是正を図られたいとの請願。

第三二四号 昭和三十六年十二月十六日受理

傷病者の増加恩給等は正に關する請願
請願者 埼玉県浦和市領家四五四 大塚博外四名

紹介議員 小林 英三君
この請願の趣旨は、第三〇八号と同じである。

第三四九号 昭和三十六年十二月十九日受理

傷病者の増加恩給等は正に關する請願
請願者 岩手県盛岡市内九五八 岩手県傷痍軍人会内 伊藤運作

紹介議員 千田 正君

第三五〇号 昭和三十六年十二月十九日受理

傷病者の増加恩給等は正に關する請願
請願者 大阪府南区田島町二財団法人大阪府傷痍軍人会会長 松原正一

紹介議員 一松 定吉君
この請願の趣旨は、第三〇八号と同じである。

第四四七号 昭和三十六年十二月二十二日受理

傷病者の増加恩給等は正に關する請願
請願者 静岡県栄町五ノ四 杉沢ふさ子

第五八五号 昭和三十六年十二月二十七日受理

傷病者の増加恩給等は正に關する請願
請願者 神戸市生田区中山通二丁目兵庫縣社会事業会館内財団法人兵庫縣傷痍軍人会内 下垣菊一

紹介議員 岸田 幸雄君
この請願の趣旨は、第三〇八号と同じである。

第六七四号 昭和三十七年一月十六日受理

傷病者の増加恩給等は正に關する請願
請願者 神戸市生田区中山通二丁目兵庫縣社会事業会館内財団法人兵庫縣傷痍軍人会内 大杉武次

紹介議員 青田源太郎君
この請願の趣旨は、第三〇八号と同じである。

第三二八号 昭和三十六年十二月十八日受理

文部省に産業技術教育局設置の請願
請願者 岡山市藤崎九八 岡潔

紹介議員 米田 勲君
科学技術教育、産業教育の画期的振興をはかるには、各種の対策を講ずる必要があるが、基本的な要件の一つとして、この教育に關する行政機構を改革整備して、一貫して国家方針に基づき、総合的な施策を計画実施することがきわめて緊要である。明年度から中堅技術者養成の高等専門学校が発足し

し産業技術に關する教育の領域はいっそう拡大するので、この面からも産業技術教育行政の一本化が要請されるのであるが、遺憾ながら文部省の現在の機構では万全な国家的計画指導は行なわれ難いと考えられるから、文部省設置法を改正して、産業技術教育局を新設し、高等専門学校、高等学校、中学校及び各種学校等における科学技術教育、産業教育に關する一元的な教育行政を行なうよう措置せられたいとの請願。

第三二九号 昭和三十六年十二月十八日受理

文部省に産業技術教育局設置の請願
請願者 岡山市北方大和町二五〇 礪石寿男

紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第三三〇号 昭和三十六年十二月十八日受理

文部省に産業技術教育局設置の請願
請願者 岡山市門田一四五ノ一 宮崎定一

紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第三三一号 昭和三十六年十二月十八日受理

文部省に産業技術教育局設置の請願
請願者 岡山市兵団三 林兼一

この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第三三二号 昭和三十六年十二月十八日受理

文部省に産業技術教育局設置の請願
請願者 岡山市七日市一五 渡辺莞爾

紹介議員 豊瀬 慎一君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第三四六号 昭和三十六年十二月十八日受理

文部省に産業技術教育局設置の請願
請願者 富山市五福一、四六〇 富山県立富山商業高等学校内富山県商業教育振興会内 米田元吉郎

紹介議員 櫻井 志郎君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第三六九号 昭和三十六年十二月十九日受理

文部省に産業技術教育局設置の請願
請願者 新潟市二葉町一丁目 本間忠孝外二十四名

紹介議員 小柳 牧衛君
この請願の趣旨は、第三二八号と同じである。

第三〇七号 昭和三十六年十二月十日受理

この請願の趣旨は、第三二八号と同じ

先年、軍人恩給の復活をみたことは、まことに喜ばしいことであるが、いまだ殊勲の功に報いる金し勲章の賜金の復活をみないことはなほだ遺憾であるから、すみやかに金し勲章賜金の復活を實現せられたいとの請願。

第四〇八号 昭和三十六年十二月二
十一日受理
福岡県大野町田屋部落の米シエツト機
爆音被害救済に関する請願

紹介議員 武藤 常介君
去る十一月二十一日米軍戦闘機による
那珂港市繁華街に起こった機関砲弾射
撃事件は、地元市民のみならず隣接
地区の住民にとつてまさに晴天のへ
きともいふべき、まことに大きな害

取り扱ふよう措置せられるとともに、戦時加算は終戦時の昭和二十年九月二日をもつて打ち切ることなく、これを内地に陸まで延長せられるよう恩給法の一部を改正せられたいとの請願。

第五七九号 昭和三十一年十二月二十七日受理
元満州国官吏の恩給に関する請願
請願者 東京都千代田区有楽町
一ノ二満蒙関係恩給法
改正期成同盟内 神吉
正一

紹介議員 平島 敏夫君
元満州国官吏の恩給問題について
は、本年六月恩給法の一部改正により
日満、満日両ケースの通算は実現した
が、なお左記の問題が未解決のため著
しい不均衡を招来しているから、(一)
日一満又は満のみのケースで公務死し
た者の遺族に扶助料を支給すること、
(二)終戦後引連に連行抑留された期間
を在職年数に算入すること、(三)終戦
時(二十八年八月八日)まで在職した者
に限り通算するという規制を撤廃する
こと、(四)日一満ケースで普通恩給権
を得て渡満した者は派遣官吏でありな
がら外地在職期間が全然除外されてい
るが、このケースにも在職年数を通
算すること、(五)日一満ケースの通算
に当り「外国政府職員となるため公務
員を退職し」の条件を撤廃するか運用
に当り緩和方法を講ずること、(六)満
一七で打ち切る規定を撤廃し、実在年
数は九々通算すること、(七)日一満
ケースの退職時の仮定俸給の定め方を
改正すること等の早期実現を期せられ
たいとの請願

正一

紹介議員 平島 敏夫君

元満州国官吏の恩給問題について

は、本年六月恩給法の一部改正により
日満、満日両ケースの通算は実現した
が、なお左記の問題が未解決のため著
しい不均衡を招来しているから、(一)
日一満又は満のみのケースで公務死し
た者の遺族に扶助料を支給すること、
(二)終戦後引連に連行抑留された期間
を在職年数に算入すること、(三)終戦
時(二十八年八月八日)まで在職した者
に限り通算するという規制を撤廃する
こと、(四)日一満ケースで普通恩給権
を得て渡満した者は派遣官吏でありな
がら外地在職期間が全然除外されてい
るが、このケースにも在職年数を通
算すること、(五)日一満ケースの通算
に当り「外国政府職員となるため公務
員を退職し」の条件を撤廃するか運用
に当り緩和方法を講ずること、(六)満
一七で打ち切る規定を撤廃し、実在年
数は九々通算すること、(七)日一満
ケースの退職時の仮定俸給の定め方を
改正すること等の早期実現を期せられ
たいとの請願

元満州国官吏の恩給に関する請願

請願者 宮城県仙台市荒巻北郷

日受理

第六七三三号 昭和三十一年一月十六

元満州国官吏の恩給に関する請願

請願者 宮城県仙台市荒巻北郷

日受理

第六七三三号 昭和三十一年一月十六

元満州国官吏の恩給に関する請願

請願者 宮城県仙台市荒巻北郷

日受理

第六七三三号 昭和三十一年一月十六

元満州国官吏の恩給に関する請願

請願者 宮城県仙台市荒巻北郷

日受理

第六七三三号 昭和三十一年一月十六

元満州国官吏の恩給に関する請願

請願者 宮城県仙台市荒巻北郷

日受理

第六七三三号 昭和三十一年一月十六

元満州国官吏の恩給に関する請願

請願者 宮城県仙台市荒巻北郷

日受理

第六七三三号 昭和三十一年一月十六

元満州国官吏の恩給に関する請願

請願者 宮城県仙台市荒巻北郷

日受理

第六七三三号 昭和三十一年一月十六

元満州国官吏の恩給に関する請願

請願者 宮城県仙台市荒巻北郷

日受理

第六七三三号 昭和三十一年一月十六

元満州国官吏の恩給に関する請願

ケ森五ノ九六 平塚貴
士
紹介議員 高橋進太郎君
この請願の趣旨は、第五七九号と同じ
である。

第五九九号 昭和三十一年十二月二十七日受理
恩給引上げに関する請願
請願者 山形県天童市成生軍恩
全連山形県天童市支部
内伊藤弥五右衛門外百
五十二名

紹介議員 白井 勇君

恩給の給与ベースを国家公務員の現行
給与ベースと均衡のとれた線まで引き
上げるよう、昭和三十一年度において
必ずこれを実現せられたい。また、第
三十八回国会で恩給法等の一部を改正
する法律案が参議院通過の際行なわれ
た附帯決議のうち政府は恩給及び各種
年金受給者の処遇について、適時所要
の改善を実施しようとする旨や、適切な
措置を講ずべきであるとの趣旨は
早急に制度化し、これによって、恩給
受給者も現職公務員同様、適時適正な
給与を受けうる安定した立場を確保で
きるよう特段の配慮をせられたいとの
請願。

紹介議員 白井 勇君

恩給の給与ベースを国家公務員の現行

給与ベースと均衡のとれた線まで引き
上げるよう、昭和三十一年度において
必ずこれを実現せられたい。また、第
三十八回国会で恩給法等の一部を改正
する法律案が参議院通過の際行なわれ
た附帯決議のうち政府は恩給及び各種
年金受給者の処遇について、適時所要
の改善を実施しようとする旨や、適切な
措置を講ずべきであるとの趣旨は
早急に制度化し、これによって、恩給
受給者も現職公務員同様、適時適正な
給与を受けうる安定した立場を確保で
きるよう特段の配慮をせられたいとの
請願。

紹介議員 白井 勇君

恩給の給与ベースを国家公務員の現行

給与ベースと均衡のとれた線まで引き
上げるよう、昭和三十一年度において
必ずこれを実現せられたい。また、第
三十八回国会で恩給法等の一部を改正
する法律案が参議院通過の際行なわれ
た附帯決議のうち政府は恩給及び各種
年金受給者の処遇について、適時所要
の改善を実施しようとする旨や、適切な
措置を講ずべきであるとの趣旨は
早急に制度化し、これによって、恩給
受給者も現職公務員同様、適時適正な
給与を受けうる安定した立場を確保で
きるよう特段の配慮をせられたいとの
請願。

紹介議員 白井 勇君

恩給の給与ベースを国家公務員の現行

給与ベースと均衡のとれた線まで引き
上げるよう、昭和三十一年度において
必ずこれを実現せられたい。また、第
三十八回国会で恩給法等の一部を改正
する法律案が参議院通過の際行なわれ
た附帯決議のうち政府は恩給及び各種
年金受給者の処遇について、適時所要
の改善を実施しようとする旨や、適切な
措置を講ずべきであるとの趣旨は
早急に制度化し、これによって、恩給
受給者も現職公務員同様、適時適正な
給与を受けうる安定した立場を確保で
きるよう特段の配慮をせられたいとの
請願。

紹介議員 白井 勇君

恩給の給与ベースを国家公務員の現行

給与ベースと均衡のとれた線まで引き
上げるよう、昭和三十一年度において
必ずこれを実現せられたい。また、第
三十八回国会で恩給法等の一部を改正
する法律案が参議院通過の際行なわれ
た附帯決議のうち政府は恩給及び各種
年金受給者の処遇について、適時所要
の改善を実施しようとする旨や、適切な
措置を講ずべきであるとの趣旨は
早急に制度化し、これによって、恩給
受給者も現職公務員同様、適時適正な
給与を受けうる安定した立場を確保で
きるよう特段の配慮をせられたいとの
請願。

紹介議員 白井 勇君

恩給の給与ベースを国家公務員の現行

給与ベースと均衡のとれた線まで引き
上げるよう、昭和三十一年度において
必ずこれを実現せられたい。また、第
三十八回国会で恩給法等の一部を改正
する法律案が参議院通過の際行なわれ
た附帯決議のうち政府は恩給及び各種
年金受給者の処遇について、適時所要
の改善を実施しようとする旨や、適切な
措置を講ずべきであるとの趣旨は
早急に制度化し、これによって、恩給
受給者も現職公務員同様、適時適正な
給与を受けうる安定した立場を確保で
きるよう特段の配慮をせられたいとの
請願。

紹介議員 白井 勇君

恩給の給与ベースを国家公務員の現行

給与ベースと均衡のとれた線まで引き
上げるよう、昭和三十一年度において
必ずこれを実現せられたい。また、第
三十八回国会で恩給法等の一部を改正
する法律案が参議院通過の際行なわれ
た附帯決議のうち政府は恩給及び各種
年金受給者の処遇について、適時所要
の改善を実施しようとする旨や、適切な
措置を講ずべきであるとの趣旨は
早急に制度化し、これによって、恩給
受給者も現職公務員同様、適時適正な
給与を受けうる安定した立場を確保で
きるよう特段の配慮をせられたいとの
請願。

紹介議員 白井 勇君

恩給の給与ベースを国家公務員の現行

給与ベースと均衡のとれた線まで引き
上げるよう、昭和三十一年度において
必ずこれを実現せられたい。また、第
三十八回国会で恩給法等の一部を改正
する法律案が参議院通過の際行なわれ
た附帯決議のうち政府は恩給及び各種
年金受給者の処遇について、適時所要
の改善を実施しようとする旨や、適切な
措置を講ずべきであるとの趣旨は
早急に制度化し、これによって、恩給
受給者も現職公務員同様、適時適正な
給与を受けうる安定した立場を確保で
きるよう特段の配慮をせられたいとの
請願。

紹介議員 白井 勇君

恩給の給与ベースを国家公務員の現行

給与ベースと均衡のとれた線まで引き
上げるよう、昭和三十一年度において
必ずこれを実現せられたい。また、第
三十八回国会で恩給法等の一部を改正
する法律案が参議院通過の際行なわれ
た附帯決議のうち政府は恩給及び各種
年金受給者の処遇について、適時所要
の改善を実施しようとする旨や、適切な
措置を講ずべきであるとの趣旨は
早急に制度化し、これによって、恩給
受給者も現職公務員同様、適時適正な
給与を受けうる安定した立場を確保で
きるよう特段の配慮をせられたいとの
請願。

紹介議員 白井 勇君

恩給の給与ベースを国家公務員の現行

給与ベースと均衡のとれた線まで引き
上げるよう、昭和三十一年度において
必ずこれを実現せられたい。また、第
三十八回国会で恩給法等の一部を改正
する法律案が参議院通過の際行なわれ
た附帯決議のうち政府は恩給及び各種
年金受給者の処遇について、適時所要
の改善を実施しようとする旨や、適切な
措置を講ずべきであるとの趣旨は
早急に制度化し、これによって、恩給
受給者も現職公務員同様、適時適正な
給与を受けうる安定した立場を確保で
きるよう特段の配慮をせられたいとの
請願。

紹介議員 白井 勇君

恩給の給与ベースを国家公務員の現行

給与ベースと均衡のとれた線まで引き
上げるよう、昭和三十一年度において
必ずこれを実現せられたい。また、第
三十八回国会で恩給法等の一部を改正
する法律案が参議院通過の際行なわれ
た附帯決議のうち政府は恩給及び各種
年金受給者の処遇について、適時所要
の改善を実施しようとする旨や、適切な
措置を講ずべきであるとの趣旨は
早急に制度化し、これによって、恩給
受給者も現職公務員同様、適時適正な
給与を受けうる安定した立場を確保で
きるよう特段の配慮をせられたいとの
請願。

紹介議員 白井 勇君

恩給の給与ベースを国家公務員の現行

給与ベースと均衡のとれた線まで引き
上げるよう、昭和三十一年度において
必ずこれを実現せられたい。また、第
三十八回国会で恩給法等の一部を改正
する法律案が参議院通過の際行なわれ
た附帯決議のうち政府は恩給及び各種
年金受給者の処遇について、適時所要
の改善を実施しようとする旨や、適切な
措置を講ずべきであるとの趣旨は
早急に制度化し、これによって、恩給
受給者も現職公務員同様、適時適正な
給与を受けうる安定した立場を確保で
きるよう特段の配慮をせられたいとの
請願。

紹介議員 白井 勇君

恩給の給与ベースを国家公務員の現行

置法案の内容をみると、従来の年金受
給者だけの処遇になっており、一時金
受給者に対する賜金証書は交付しただ
けで今日まで不払いとなっているのに
これについてなんらその処遇がなされ
ておらず、まことに不合理であるから
(一)金し敷章の年金一時金受領者の
処遇は区別することなく、必ず一律に
措置すること、(二)本請願を始めて
から幾多の老齢者は、年金か一時金受
給でもと悲願を訴えながら毎日死没し
ている現状はまさに悲痛のきわみであ
るから、これら死没者に対しても一定
期間をさかのぼり、その遺族に対して
受給の資格を与えること等を本国会に
おいて追加規定し、これがすみやかに
実施されるよう特段の配慮をせられたいとの請願。

一月二十三日予備審査のため、本委員
会に左の案件を付託された。

一、建設省設置法の一部を改正する法
律案

一、労働省設置法の一部を改正する法
律案

建設省設置法の一部を改正する法
律案

建設省設置法の一部を改正する法
律案

建設省設置法の一部を改正する法
律案

建設省設置法の一部を改正する法
律案

建設省設置法の一部を改正する法
律案

建設省設置法の一部を改正する法
律案

建設省設置法の一部を改正する法
律案

建設省設置法の一部を改正する法
律案

建設省設置法の一部を改正する法
律案

建設省設置法の一部を改正する法
律案

建設省設置法の一部を改正する法
律案

建設省設置法の一部を改正する法
律案

建設省設置法の一部を改正する法
律案

建設省設置法の一部を改正する法
律案

建設省設置法の一部を改正する法
律案

建設省設置法の一部を改正する法
律案

建設省設置法の一部を改正する法
律案

建設省設置法の一部を改正する法
律案

建設省設置法の一部を改正する法
律案

建設省設置法の一部を改正する法
律案

建設省設置法の一部を改正する法
律案

建設省設置法の一部を改正する法
律案

建設省設置法の一部を改正する法
律案

建設省設置法の一部を改正する法
律案

建設省設置法の一部を改正する法
律案

建設省設置法の一部を改正する法
律案

建設省設置法の一部を改正する法
律案

建設省設置法の一部を改正する法
律案

建設省設置法の一部を改正する法
律案

建設省設置法の一部を改正する法
律案

建設省設置法の一部を改正する法
律案

建設省設置法の一部を改正する法
律案

建設省設置法の一部を改正する法
律案

建設省設置法の一部を改正する法
律案

建設省設置法の一部を改正する法
律案

建設省設置法の一部を改正する法
律案

建設省設置法の一部を改正する法
律案

同条第十四号に規定する事務のう
ち砂防設備の災害復旧工事の指導
に関する事務並びに同条第三号及
び第二十六号の二から第二十六号
の四までに規定する事務で同条第
九号の二に規定する事務に関する
ものをつかさどる。

第十條第一項の表中公共用地審議
の項の次に次の一項を加える。

建設大臣の諮問に
宅地制度
要事項を調査審議し、
又は当該事項について
建設大臣に意見を述べ
ること。

第十四条第一項中「関東地方建設
局及び近畿地方建設局」を「東北
地方建設局、近畿地方建設局及び
九州地方建設局」に改め、同条第
二項を削り、同条第三項中「前二
項」を「前項」に改め、同項を同
条第二項とする。

第十九条中「三万五千三百人」を
三万五千七百二十人に改める。

第二十二条を次のように改める。

第二十二條 第十條第一項の表に掲
げる附属機関のうち、宅地制度審
議会は、昭和三十一年三月三十一
日まで置かれるものとする。

附則

1 この法律は、昭和三十一年四月
一日から施行する。

ただし、第十四条第二項及び第三
項の改正規定は、同年十月一日か
ら施行する。

2 昭和三十一年九月三十日までの
間は、この法律による改正後の建
設省設置法第十九条中「三万五千

七百二十人」とあるのは、「三万
六千七百人」とする。

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

七百二十人」とあるのは、「三万
六千七百人」とする。

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

労働省設置法の一部を改正する法
律案

する。

一月十五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案

一、自治省設置法の一部を改正する法律案

一、行政管理庁設置法等の一部を改正する法律案

一、大蔵省設置法の一部を改正する法律案

一、法務省設置法の一部を改正する法律案

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案

経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第五十条中「四局」を「五局」に、「総合開発局」を「総合開発局水資源局」に改める。

第七号第十号を削る。

第九号第十三号及び第十四号を削り、同条の次に次の一条を加える。

（水資源局の事務）

第九号の二、水資源局においては、左の事務をつかさどる。

一、水資源の総合的な開発及び利用の合理化の促進に関すること。

二、水資源開発公団に関すること。

三、公共用水域の水質の保全に関すること。

する法律（昭和三十三年法律第八十一号）の施行に関すること。

第十二条第一項中「五人以内」を、「三人以内」に改める。

第十五条中「五百三十二人」を「五百六十四人」に改める。

附則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

自治省設置法の一部を改正する法律案

自治省設置法の一部を改正する法律案

自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「十人以上」を「十二人以上」に改める。

第二十六条の表中「三十三人」を「三十四人」に、「一四〇人」を「一四七人」に、「四六三人」を「四九六」に改める。

附則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

行政管理庁設置法等の一部を改正する法律案

行政管理庁設置法等の一部を改正する法律案

（行政管理庁設置法の一部改正）
第一条 行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「及び雇用促進事業団」を「雇用促進事業団、鉱害復旧事業団、石炭鉱業合理化

事業団、日本畜産事業団及び中小企業退職金共済事業団」に改める。

第十条中「千六百五十四人」を「千六百六十四人」に改める。

（北海道開発法の一部改正）
第二条 北海道開発法（昭和二十五年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「一万四百三十人」を「一万一千七百二十七人」に改める。

附則

この法律は、昭和三十三年四月一日から実施する。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 理財局に証券部を置く。

第十条に次の一項を加える。

2 証券部においては、前項第十九号から第二十二号までの事務をつかさどる。

第十五条第五項中「二部」を「三部」に、「作業部」を「作業管理部製造部」に改め、同条第六項中「その所掌する作業に関する研究、講習及び指導を行わせるため、研究所を」を削り、同条第八項中「研究所及び」を削る。

第四十一条第一項の表中全国資産再評価調査会の項を削る。

第四十六条第一項中「それぞれ」を削り、同項の表中地方資産再評価調査会の項を削る。

第四十九条第一項の表中「一五、三三五人」を「一五、九一六人」に、「五〇、七三四人」を「五〇、九五一一人」に、「六六、〇六九人」を「六六、八六七人」に改める。

附則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 大蔵省本省の定員は、改正後の大蔵省設置法第四十九条第一項の規定にかかわらず、昭和三十三年九月三十日までの間は、一万五千九百七十七人とする。

3 資産再評価法（昭和二十五年法律第一百十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十章 資産再評価審議会及び資産再評価調査会（第九十二条―第九十六条）」を「第十章 資産再評価審議会（第九十二条―第九十六条）」に改める。

第七十三条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とする。

「第十章 資産再評価審議会及び資産再評価調査会」を「第十章 資産再評価審議会」に改める。

第九十二条中「、国税庁に全国資産再評価調査会を、国税局に地方資産再評価調査会を」を削る。

第九十三条第三項及び第四項を削る。

第九十四条第二項及び第三項を削る。

第九十五条第一項中「、国税庁長官又は国税局長」、「それぞれ」及び「、全国資産再評価調査会又は地方資産再評価調査会」を削り、同条第二項中「、全国資産再評価調査会又は地方資産再評価調査会」、「又は地方公共団体」、「それぞれ」及び「、国税庁長官又は国税局長」を削り、同条第三項中「、全国資産再評価調査会又は地方資産再評価調査会」を削り、同条第四項及び第五項中「、全国資産再評価調査会及び地方資産再評価調査会」を削る。

第九十六条中「、全国資産再評価調査会及び地方資産再評価調査会」を削る。

4 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法（昭和二十九年法律第四百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条第五項を削り、同条第六項中「第四項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第十六条第四項中「第六項から第八項」を「第五項から第七項」に改める。

第十九条第六項中「（第五項を除く。）」を削る。

第二十四条第四項中「第七項」を「第六項」に改める。

法務省設置法（昭和二十二年法律第二百九十三号）の一部を次のように

改正する。

第十三条の十七の表中「四四、六七七人」を「四五、〇〇二人」に、「一〇、七六七人」を「一〇、八三六八」に、「一、七二〇人」を「一、八一四八」に、「四六、三九七人」を「四六、八二六八」に改める。

別表五豊浦医療少年院の項中「豊浜町」を「南知多町」に改める。
別表十中「

川崎入国者収容所 川崎市を

横浜入国者収容所 横浜市に

改める。

別表十二神戸入国管理事務所広畑港出張所の項中「広畑港」を「姫路港」に改め、同表広島入国管理事務所尾道出張所の項中「尾道市」を「広島県御調郡向東町」に改め、同表鹿児島入国管理事務所鹿児島港出張所の項の次に次の一項を加える。

鹿児島入国管理事務所 鹿児島市
鹿児島港出張所

附則

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。ただし、別表十の改正規定は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

一月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願（第六八四号）（第七〇八号）（第七二四号）（第七四八号）（第七六六号）

昭和三十一年二月二日印刷 昭和三十一年二月三日発行

一、恩給引上げに関する請願（第七四九号）
一、旧金し勲章賜金受給者に対する特別措置の請願（第七五二号）

第六八四号 昭和三十一年一月十七日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 新潟県直江津市御幸町 小川幸太郎外六百五十一名
紹介議員 小柳 牧衛君

経済成長による、料金、特価等の値上げに伴い、一般の給与関係は、その都度実生活に見合う適切な措置が行なわれ、同時に生活保護の上にも、一般と暖かい手がさしのべられているとき、ひとり恩給、年金等による生活者の給与については、ここ数年來、その措置が遅々として進まず、同じ公務員であった者が、退職時によって給与の格差がで、しかもその差は年々増大し、とくに旧法による共済組合年金は、今なお一人あたり月額平均五千二百九十円という低額にあり、生活保護基準以下の零細生活者も、数多く含まれ、いづれも今日の生活に苦しみ、明日の生活に不安と悩みをいだいている有様であるから、一日もすみやかに理解ある政治的配慮によって、公務員の新給与水準に準じ、現在の経済情勢に見合う恩給、年金等の一律増額を行ない、かつ第三十八回国会に、本院で行なわれた附帯決議の趣旨に基づき恩給、年金等の合理的改善のための、新しい制度と機構を、ただちに設置せられたい。また、公的年金受給者にも、

老齢福祉年金を併給し、かつその場合、所得並びに最高支給額の制限等は、できる限り緩和せられたいとの請願。

第七〇八号 昭和三十一年一月十七日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 栃木県那須郡西那須野町大字三島一四 村川 輝外二百十五名
紹介議員 加賀山之雄君

この請願の趣旨は、第六八四号と同じである。

第七二四号 昭和三十一年一月十七日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 山口県熊毛郡平生町大字佐賀二二七 杉原六 助外六十九名
紹介議員 重宗 雄三君

この請願の趣旨は、第六八四号と同じである。

第七四八号 昭和三十一年一月十八日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願（十一通）

請願者 三重県南牟婁郡紀宝町 神内一、五一六 仲常 市外三百四十八名
紹介議員 斎藤 昇君

この請願の趣旨は、第六八四号と同じである。

第七六六号 昭和三十一年一月十九日受理
恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願

請願者 宮崎市二葉町一六国鉄OB同志会宮崎支部内 加藤勝雄外二百二十七名
紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第六八四号と同じである。

第七四九号 昭和三十一年一月十八日受理
恩給引上げに関する請願

請願者 愛知県岡崎市羽根町大池七 吉田栄治外四百十八名
紹介議員 柴田 榮君

恩給の給与ベースを国家公務員の現行給与ベースと均衡のとれた線まで引き上げるよう、昭和三十一年度において必ずこれを実現せられたい。また、第三十八回国会で恩給法等の一部を改正する法律案が参議院通過の際行なわれた附帯決議のうち、政府は恩給及び各種年金受給者の処遇について、適時所要の改善を実施しようとする旨に適切な措置を講ずべきであるとの趣旨は、早急に制度化し、これによって、恩給受給者も現職公務員同様、適時適正な給与を受けうる安定した立場を確保できるよう特段の配慮をせられたいとの請願。

第七五二号 昭和三十一年一月十九日受理
旧金し勲章賜金受給者に対する特別措置の請願（二通）

請願者 宮城県牡鹿郡女川町御前浜二七 鈴木よし子 外二十一名
紹介議員 江藤 智君

旧金し勲章年金令（明治二十七年勅令百七十三号）は、昭和十五年四月二十八日をもって廃止され、その後金し勲章受与者は賜金として二十年賦償還による国庫債券が一時金として下賜されていたが、その後恩給給法の特例に関する勅令（昭和二十一年勅令六十八号）発布と同時に支給を停止されてこにに及んでいる。この一時金の受給者は大部分が戦没者遺族であるから、第三十九回国会において継続審議となつた「旧金し勲章年金受給者に関する特別措置法案」を修正して、（一）第二条中「旧金し勲章年金令による年金」の下に「及び旧金し勲章年金」を加えること、（二）第二条中「権利を有していた者」の次に「及び戦死と同時に権利を取得していた者の遺族」を加えること、（三）第二条に「三 遺族については恩給法第七十四条の二を準用する」の一項を加えること等の実現を期せられたいとの請願。

参議院事務局 印刷者 大蔵省印刷局